

住宅耐震化促進事業補助金チェックリスト				
	耐震 診断	総合 改修	建替	確認方法 (※印の書類については実績報告時に提出)
補助対象住宅について				
町内に所在する個人所有の住宅であること	☐	☐	☐	登記簿、課税台帳など
賃貸を目的としない住宅であること	☐	☐	☐	図面等
昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること	☐	☐	☐	建築確認申請、課税台帳など
木造2階建て以下の一戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねる住宅のうち店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。)ただし、昭和56年6月1日以降に増改築工事に着工し、増築部分の延べ床面積が、増改築後の延べ床面積の2分の1未満であること	☐	☐	☐	図面等
在来軸組工法、伝統的構法及び枠組壁工法により建築された住宅であること	☐	☐	☐	図面等
交付申請前に耐震改修及び耐震建替えに係る建築基準法第6条第1項及び第6条の2第1項の規定に基づく確認申請を行っていないこと		☐	☐	※検査済証の写し
耐震診断の結果は、上部構造評点の最小値が1.0未満であること		☐	☐	耐震診断結果報告書
補助対象者について				
申請者は、事業対象住宅の所有者(共有を含む)又は当該所有者の配偶者並びに3親等以内の親族であること。※1	☐	☐	☐	登記簿、課税台帳など
補助対象事業の契約者であること		☐	☐	※契約書の写し
国税、県税、町税の滞納がないこと	☐	☐	☐	納税証明書
その他について				
年度内に事業が完了すること	☐	☐	要相談	工事工程表
補助対象事業について未着手(未契約)であること		☐	☐	※契約書の写し
耐震診断の方法は、「一般診断法」又は「精密診断法」であること		☐	☐	耐震診断結果報告書 (改修・建替の場合は申請時に提出)
耐震診断を実施した(する)耐震診断士は、県建築士事務所協会が主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講修了書の交付を受けた建築士であること		☐	☐	※耐震診断結果報告書
交付申請額は、それぞれの事業に要する費用(見積額)の補助率以内であること		☐	☐	見積書の写し
交付決定日から60日以内に着手(契約)できること		☐	☐	工事工程表等
改修後の上部構造評点が1.0以上となる計画であること		☐		耐震補強計画
既存の住宅と同一敷地内での建替えであること			☐	※図面、写真など
工事完了後、速やかに検査済証が交付されること			☐	※検査済証の写し
とちぎ材の家づくり支援事業費補助金の申請を行っていないこと			☐	聞き取り
建替後の住宅が省エネ基準に適合する一戸建ての住宅であること			☐	省エネ基準への適合性に関する説明書、報告書(検査済証の写しで確認できる場合は不要)

※1耐震改修、建替については補助事業完了後に当該住宅に居住する者又は居住を予定する者が補助対象者になります。

問合せ先
壬生町建設部都市計画課
☎ 0282-81-1853